



三重県公報

令和5年7月25日 (火)

第 433 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
452	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
453	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
454	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
455	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
456	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
457	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
458	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 が い 福 祉 課)	4
459	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	5
460	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件を廃止する告示	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	5
461	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
462	同件	(同)	7
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	8
	換地を定めない土地としての指定	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	同件	(同)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(水 産 資 源 管 理 課)	9

告 示

三重県告示第 452 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 7 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
守屋レディースクリニック	四日市市大字羽津 4661	令和 5 年 6 月 1 日
やなもと内科・内視鏡内科	四日市市萱生町 581	令和 5 年 7 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	令和 5 年 6 月 1 日
津かじわらクリニック	津市鳥居町 278-6	令和 5 年 7 月 1 日
原田医院	熊野市木本町 123	令和 5 年 6 月 1 日
山根歯科医院	三重郡菰野町菰野 1422	令和 5 年 6 月 1 日
中尾歯科 道伯診療所	鈴鹿市道伯 1 丁目 6-1	令和 5 年 3 月 1 日
ナカムラ薬局ときわ店	四日市市ときわ 5 丁目 1-19	令和 5 年 6 月 1 日
ほほえみ薬局	津市寿町 16-34	令和 5 年 6 月 1 日
健やか薬局津新町店	津市新町 2-11-18	令和 5 年 6 月 1 日
くすき調剤薬局	伊勢市小木町 471-1	令和 5 年 6 月 1 日
一身田薬局	津市一身田町 484-3	令和 5 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションH a p p i n e s s	津市野崎垣内岩田 355-3 I - F I E L D 203 号室	令和 5 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションライプリー	桑名市大字星川十二 842 番地 1 星川貸店舗 201 号室	令和 5 年 6 月 1 日

三重県告示第 453 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 7 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
松岡医院	桑名市西別所 302	名称：松岡こどもクリニック	令和 5 年 4 月 1 日
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2150-15 2 F A	所在地：鈴鹿市道伯町 2147-23	令和 5 年 6 月 18 日

三重県告示第 454 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 7 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町 278-6	令和 5 年 5 月 31 日
津生協病院	津市船頭町 1721	令和 5 年 5 月 31 日
原田医院	熊野市木本町 123	令和 5 年 5 月 31 日
中尾歯科 道伯診療所	鈴鹿市道伯 1 丁目 6-1	令和 5 年 5 月 31 日
山根歯科医院	三重郡菰野町大字菰野 1422 番地	令和 5 年 5 月 31 日
福田歯科医院	志摩市阿児町鶯方 2453 の 3	令和 5 年 5 月 31 日

ナカムラ薬局ときわ店	四日市市ときわ五丁目1番19号	令和5年5月31日
シオン調剤薬局	津市鳥居町278番地の16	令和5年5月31日
株式会社 長谷部薬局	津市新町2丁目11番18号	令和5年5月31日
ほほえみ柳山薬局	津市船頭町津興3391	令和5年5月31日
イワオ薬局	伊勢市御菌町高向697-2	令和5年5月31日
くすき調剤薬局	伊勢市小木町471番地1	令和5年5月31日

三重県告示第455号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
守屋レディースクリニック	四日市市大字羽津4661	令和5年6月1日
やなもと内科・内視鏡内科	四日市市萱生町581	令和5年7月1日
津生協病院	津市寿町16番24号	令和5年6月1日
津かじわらクリニック	津市鳥居町278-6	令和5年7月1日
原田医院	熊野市木本町123	令和5年6月1日
山根歯科医院	三重郡菰野町菰野1422	令和5年6月1日
中尾歯科 道伯診療所	鈴鹿市道伯1丁目6-1	令和5年3月1日
ナカムラ薬局ときわ店	四日市市ときわ5丁目1-19	令和5年6月1日
ほほえみ薬局	津市寿町16-34	令和5年6月1日
健やか薬局津新町店	津市新町2-11-18	令和5年6月1日
くすき調剤薬局	伊勢市小木町471-1	令和5年6月1日
一身田薬局	津市一身田町484-3	令和5年6月1日
訪問看護ステーションHappiness	津市野崎垣内岩田355-3 I-FIELD 203号室	令和5年6月1日
訪問看護ステーションライブリー	桑名市大字星川十二842番地1星川貸店舗201号室	令和5年6月1日

三重県告示第456号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
松岡医院	桑名市西別所302	名称：松岡こどもクリニック	令和5年4月1日
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町2150-15 2 FA	所在地：鈴鹿市道伯町2147-23	令和5年6月18日

三重県告示第457号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町 278-6	令和 5 年 5 月 31 日
津生協病院	津市船頭町 1721	令和 5 年 5 月 31 日
原田医院	熊野市木本町 123	令和 5 年 5 月 31 日
中尾歯科 道伯診療所	鈴鹿市道伯 1 丁目 6-1	令和 5 年 5 月 31 日
山根歯科医院	三重郡菰野町大字菰野 1422 番地	令和 5 年 5 月 31 日
福田歯科医院	志摩市阿児町鶴方 2453 の 3	令和 5 年 5 月 31 日
ナカムラ薬局ときわ店	四日市市ときわ五丁目 1 番 19 号	令和 5 年 5 月 31 日
シオン調剤薬局	津市鳥居町 278 番地の 16	令和 5 年 5 月 31 日
株式会社 長谷部薬局	津市新町 2 丁目 11 番 18 号	令和 5 年 5 月 31 日
ほほえみ柳山薬局	津市船頭町津興 3391	令和 5 年 5 月 31 日
イワオ薬局	伊勢市御菌町高向 697-2	令和 5 年 5 月 31 日
くすき調剤薬局	伊勢市小木町 471 番地 1	令和 5 年 5 月 31 日

三重県告示第 458 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。
令和 5 年 7 月 25 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466 番地 1	長谷川 高秀	肢体不自由
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458 番地 1	古川 亨	ぼうこう・直腸機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番地 2	川北 航平	ぼうこう・直腸機能障害
三重病院	津市大里窪田町 357 番地	大橋 浩	肢体不自由 呼吸器機能障害
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	中島 健太	心臓機能障害
もりえい病院	桑名市内堀 28 番地 1	森 尚太郎	肢体不自由
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番地 47	坂口 友浩	じん臓機能障害
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4750 番地	田島 祐	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	笹本 浩平	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	岡田 健	肢体不自由
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番地 2	佐藤 貴志	じん臓機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番地 2	中井 貴哉	じん臓機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番地 2	小里 大基	じん臓機能障害
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	宮座 静香	視覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	川口 晃平	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害

			ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
村瀬病院	鈴鹿市神戸3丁目12番地10	本多 康裕	じん臓機能障害
村瀬病院	鈴鹿市神戸3丁目12番地10	中西 道政	じん臓機能障害
桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11番地	宮下 紘一	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	小野 亮佑	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
松阪市民病院	松阪市殿町1550番地	中橋 央棋	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

三重県告示第459号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
亀山市立医療センター	亀山市亀田町466番地1	桑野 路矢

三重県告示第460号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件（平成8年三重県告示第303号）は、令和5年7月25日限り廃止します。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

三重県告示第461号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら芸濃店・ドラッグセイムス芸濃本店
津市芸濃町棕本字東豊久野2933番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
横山 正幸	津市芸濃町棕本1908番地	-
横山 ゆう子	津市芸濃町棕本1908番地	-
株式会社東海セイムス	松阪市久保町1456番地4	北原 直仁

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号	鈴木 誠
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	北原 直仁

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 3 月 8 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,315 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	86 台	縦覧による
合 計	86 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	7 台	縦覧による
駐輪場 2	10 台	縦覧による
合 計	17 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	50 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	50 m ²	縦覧による
合 計	100 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	20.46 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	5.49 m ³	縦覧による
合 計	25.95 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前 10 時	午後 8 時
株式会社東海セイムス	午前 8 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合 計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	24 時間

7 届出の日

令和 5 年 7 月 7 日

- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年7月25日から同年11月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 462 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年7月25日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリハード&グリーン多気店
多気郡多気町相可甘イ田 927-1 他 10 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年3月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,026 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	75 台	縦覧による
合 計	75 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	10 台	縦覧による
合 計	10 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	45.0 m ²	縦覧による
合 計	45.0 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	20.79 m ³	縦覧による

合計	20.79 m ³
----	----------------------

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 5 年 6 月 30 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 7 月 25 日から同年 11 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 7 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、農業競争力強化農地整備事業徳田地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定しましたので、同条同項において準用する同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 7 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

市町村	大字	字	地番	地目	地積 m ²
鈴鹿市	徳田町	高田	199	田	991
鈴鹿市	徳田町	熊ノ田	396-1	田	393
鈴鹿市	徳田町	熊ノ田	397-1	田	190
鈴鹿市	徳田町	奥城	1828	畑	171

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和 5 年 7 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年7月24日から同年11月24日まで
- 3 作業地域
亀山市川合町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、多気町長から通知がありました。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年5月29日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
多気郡多気町相可

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年7月25日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
漁業取締船「伊勢」定期検査及び同検査に伴う修繕
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和6年3月20日（水）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
落札業者（契約者）の造船所等
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年8月8日（火）10時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 宮澤
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 伊藤
電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和5年9月6日（水）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年8月30日（水）までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年8月30日（水）までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年9月6日（水）15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和5年9月6日（水）15時
なお、入札書は令和5年8月30日（水）から同年9月6日（水）15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班
案件名 漁業取締船「伊勢」定期検査及び同検査に伴う修繕
 - (7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年9月6日(水)15時10分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農林水産財務課經理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Periodic inspection and repairs of the fisheries inspection vessel “Ise”
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, September 6, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, August 30, 2023 and 3:00 P.M. on Wednesday, September 6, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, September 6, 2023.
- (4) Managing Authority :
Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2582

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
